

「岡山市 E V 充電設備更新事業」
事業実施者募集要項
(案)

<募集期間>

令和5年12月25日～令和6年1月16日

受付・問合せ先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課

電話：086-803-1282 FAX：086-803-1423

1 事業の目的

岡山市ではE V普及のための率先行動として、市有施設にE V充電設備を設置し、一般市民向けに無料でE V充電サービスを提供してきましたが、老朽化に伴う故障等により、安定的なサービスの提供が困難な状況となっています。

今後の更なるE V普及に向け、新たな設置手法である民間サービスを活用した第三者所有形態による設備更新を率先して実施することで、公共施設における継続的なE V充電サービスの提供と市域におけるE V充電設備の更なる普及を目指すものです。

2 事業の概要

(1) 事業名 岡山市E V充電設備更新事業

(2) 業務内容 別添仕様書(案)参照

(3) 募集スケジュール

内容	日程・期限
仕様書(案)等の交付	令和5年12月25日(月)～令和6年1月16日(火)
質問受付	令和6年1月5日(金)17時15分まで
質問に対する回答	令和6年1月9日(火)15時ごろ掲載
応募書類受付期間	令和6年1月10日(水)～ 令和6年1月16日(火)17時15分(必着)
ヒアリングの実施(予定)	令和6年1月22日(月)
審査結果の通知(予定)	令和6年1月24日(水)

3 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者(単独企業)とします。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- イ 応募申請書の提出日から協定の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されていること。なお、有資格者名簿に登載がない場合は、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出することにより、有資格者名簿に登載されているものと同等であることの認定を受けること。
- ウ 応募申請書の提出日から協定の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 協定

市と最適提案者は、協議により企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、協定を締結するものとします。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が協定締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位提案者（次点）と協議できるものとします。

5 協定の期間

協定締結日から8年以上12年未満の複数年

※事業実施者の選定後、別途本市と締結する協定書において最終決定します。

※事業期間満了時まで、原則として事業者の負担によりEV充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。ただし、岡山市から更新の申し出や所有権移転の希望があった場合は、この限りではない。

6 企画提案書の作成

応募者は、仕様書（案）及び「11 審査基準」を参考に企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書には、仕様書（案）の内容に加え、以下の内容について可能な限り具体的な提案を記載してください。

（1）利用料金の設定方法及び金額内訳

（2）市への還元額（電気代相当額等）の有無。有の場合はその算定方法及び金額

7 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和5年度）からダウンロードしてください。

※ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-15-0-0-0-0-0.html>

8 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

企画提案書の作成にあたり質問がある場合は、電子メールにて送付してください。ただし、審査基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。なお、質問の提出にあたっては、質問票（様式7）を使用してください。

（1）受付方法

・電子メールの件名を「【質問】岡山市EV充電設備更新事業」としてください。

・送付先は、岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課でメールアドレスは次のとおりです。

※メールアドレス zero-carbon@city.okayama.lg.jp

・メール送付後は、必ず電話でメールの到着を確認してください。

（2）回答方法

・岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和5年度）へ掲載します。

9 応募書類の提出

「3 応募資格」の記載条件を満たす応募者は、以下のとおり応募書類を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年1月16日(火) 17時15分(必着)

(2) 提出方法

岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は「岡山市EV充電設備更新事業 企画提案書在中」と朱書きの上、岡山市大供郵便局の一般書留又は簡易書留により期限必着で郵送してください。

(3) 提出書類及び提出部数

①応募申請書(様式1)・・・1部

②応募者実績調書(様式2)・・・1部

- ・受託実績を証明する書類(業務委託契約書の写し及び仕様書の写し、業務完了報告書等)を添付してください。(対象:令和2年度以降に地方公共団体を対象に、第三者所有モデルでEV充電設備を設置した事業)

③事業実施体制調書(様式3)・・・1部

④担当者実績調書(様式4)・・・1部

⑤経営状況等調査表(様式5)・・・1部

- ・直近3年分の決算書等の写しを添付してください。

⑥企画提案書(様式自由)・・・9部

- ・A4サイズ(折り込みA3可)の用紙に、カラー及び両面印刷してください。
- ・各ページ下部中央にページ番号を印字してください。
- ・社名や代表者印など、提案者が判別できるような記載等は行わないこと。

⑦別表1に掲げる書類・・・1部

- ・有資格者名簿に登載がない場合のみ提出してください。

(4) 注意事項

①所定の提出書類のすべてが整わない限り受け付けません。

②1応募者につき、1提案とします。

③仕様書(案)等に関する質問回答を確認の上、提出してください。

④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

⑤応募書類提出後の辞退については、応募書類提出期限までに応募辞退届(様式6)を岡山市環境局環境部ゼロカーボン推進課へ提出してください。

10 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する事業実施者を選定するため、「岡山市EV充電設備更新事業にかかる事業実施者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置します。

(2) 選定手続き

①選定委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。

②選定委員会は、「1.1 審査基準」をもとに100点満点で審査し、評価点数が60点以上の提案者の中から合計点の高い順に最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。同点の場合には、審査基準の審査項目「企画提案内容」の合計点が高い順に、最適な提案者及び次順位の提案者を特定します。

(3) ヒアリングの実施

①令和6年1月22日（月）の予定です。詳細な時間、場所については後日お知らせします。

②発表時間は1提案者につき20分以内、質疑応答を含め30分程度で実施します。あらかじめ提出した企画提案書に基づいた発表を行うこととします。（出席者は各応募者3人以内とする。）

③応募件数によりヒアリングの日時、方法を変更することがあります。

(4) 提案者の失格

協定を締結するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

①「3 応募資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③協定の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 選定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

(6) 審査結果の公表

最適提案者等の特定結果については、岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和5年度）へ掲載します。

1.1 審査基準

審査項目		審査内容	配点
①事業主体	事業実績	本事業と同種又は類似の事業を行った実績はあるか。	5
	財務状況	健全な財務状況にあるか。	10
②企画提案	事業計画	実現可能性が高く、適切に遂行できるスケジュールとなっているか。	10
	利用料金	利用者に対して使いやすい料金設定となっているか。	15
	利用環境	決済方法等、できるだけ多くの人が利用しやすいシステムが構築されているか。 EV充電設備の設置場所（充電スポット）を容易に検索で	15

		きる環境は整っているか。	
	運営・問合せ対応	適切な運営体制が構築されているか。 問合せや苦情に対応できる体制及び運用方法が取られているか。 緊急時に迅速に対応できる体制が構築されているか。	15
	市への還元	岡山市の負担が軽減される提案になっているか。	10
	事業報告	利用実態に関する各種データの提供が可能か。 各種データの情報は充実しており、今後のEV普及に資するものとなっているか。	10
	提案能力	提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か。	10
合 計			100

12 その他

- ・対象施設の平面図、電気配線図が必要な場合は別途ご連絡ください。
- ・全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- ・提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- ・提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- ・応募手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。